

## 【参考】

### ○広域ブロック自立施策等推進調査費による調査の種類及び内容

広域ブロック自立施策等推進調査費による調査（広域ブロック自立施策等推進調査）は、以下の2調査に区分して行う。

#### （１）広域ブロック自立施策推進調査

広域地方計画に基づき官民の多様な主体が協働して取り組む広域施策の構想具体化等を図るため、関係各府省、地方公共団体、民間経済団体等の連携のもと実施される調査等であって、新たな国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策の総合的かつ円滑な推進に資するもの。

#### （２）地域活力創発等調査

地方公共団体等から発案された地域づくりの推進に資する調査等であって、一定の地域における地方公共団体等の主体性及び幅広い連携と国の迅速かつ機動的な支援又は参加により、地域の活力の向上、地域の活性化の総合的かつ円滑な推進に資するもの。

または、地域の活力向上等に関する新たな国家的な課題等への対応などについて関係府省等が連携して行う調査等であって、国土づくりに関する施策の総合的かつ円滑な推進に資するもの。

※（２）についてはその性質により以下に分けられる

- ・地域施策創発調査（地方公共団体等が発案者となって調査を実施）

地方公共団体等から発案された地域施策の推進に資する調査等であって、地域の活力の向上、地域の活性化の総合的かつ円滑な推進に資するもの。

- ・特定課題調査（国が発案者となって調査を実施）

地域の活力向上等に関する新たな国家的な課題等への対応などについて関係府省等が連携して行う調査であって、国土の利用等に関する政策の推進に資するもの。

### ○採択について

国土交通省は各府省等から応募された調査課題について、提出された配分要求書その他、配分要求書の提出後に実施するヒアリングの結果を総合的に勘案の上、取扱要領等に定める選定基準に照らし、緊急性、必要性等に特に着目して採択の可否を決定します。

### ○選定基準について

広域ブロック自立施策等推進調査費配分対象調査等の選定基準は、次のとおりです。

- ①各府省庁（部局・機関）・地方公共団体のうち複数の主体が連携して行う調査等に重点的に配分する。
- ②調査等については当該各府省等において実施されることがもっとも適切であるものでなければならない。ただし、本来的に各府省等の予算に計上されるべきもの、又は、要求（要望）調査課題を対象としうる予算が既に各府省等の予算に計上されているものについては、採択の対象とならない。
- ③調査実施府省等の実施する施策への反映が見込まれる調査等に重点的に配分する。
- ④本調査費以外に、国からの財政的支援を受けて行っているものは採択の対象としない。
- ⑤資格の取得費、耐久消費財や用地取得費、営業又は営利活動と見なせるものなどは国費の対象として不適當であるため、本調査費の対象としない。

詳細については、近日中に国土交通省国土計画局 HP 中に「広域ブロック自立施策等推進調査費」のページを開設する予定ですので、ご覧下さい。応募要領・様式等のダウンロードができます。

国土計画局 HP アドレス <http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/kokudokeikaku.html>